

平成 1 9 年 4 月 1 2 日
於教育委員会会議室（秀栄ビル2階会議室）

平成 1 9 年第 7 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成19年第7回立川市教育委員会定例会

- 1 日 時 平成19年4月12日(木)
開会 午前9時00分
閉会 午前9時43分
- 2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階会議室)
- 3 出席委員 藤本 靖 古木 光義
牧野 征夫 小林 章子
大澤 祥一

署名委員 古木 光義

- 4 説明のため出席した者の職氏名
- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 教育長 | 大澤 祥一 | 教育部長 | 吉岡 正生 |
| 総務課長 | 渡邊 博 | 学務課長 | 島田 文直 |
| 指導課長 | 樋口 豊隆 | 指導主事 | 浅野 正道 |
| 学校給食課長 | 佐島 彰 | 生涯学習課長 | 府中 義則 |
| 体育課長 | 田中 博 | 公民館長 | 宿澤 正則 |
| 図書館長 | 藤田 力 | | |
- 5 会議に出席した事務局の職員
- 総務課庶務係 五十嵐 敏行

案 件

1 議案

- (1)議案第 6 号 専決処分について(立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則)
- (2)議案第 7 号 専決処分について(立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則の一部を改正する規則)

2 報告

- (1)教育委員会職員の人事異動について
- (2)立川市公立学校教職員の定期異動について

3 その他

- (1)たまがわ・みらいパークの活用について
- (2)柴崎市民体育館室内水泳場等運營業務委託について

平成19年第7回立川市教育委員会定例会議事日程

平成19年4月12日

教育委員会会議室

1 議案

- (1) 議案第6号 専決処分について(立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則)
- (2) 議案第7号 専決処分について(立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則の一部を改正する規則)

2 報告

- (1) 教育委員会職員の人事異動について
- (2) 立川市公立学校教職員の定期異動について

3 その他

- (1) たまがわ・みらいパークの活用について
- (2) 柴崎市民体育館室内水泳場運營業務委託について

開会の辞

藤本委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから、19年第7回立川市教育委員会定例会を開催します。

きょうまで変則の9時ということですが、次回からはまた平常に戻りますので、ご了承ください。

署名委員に古木委員、お願いいたします。

それではお手元の題に沿って進めさせていただきます。

議案

(1) 議案第6号 専決処分について(立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則)

藤本委員長 1、議案。(1)議案第6号専決処分について、(2)議案第7号専決処分についてというのが2件ございます。

それでは、議案第6号、説明を総務課長、お願いします。

渡邊総務課長 それでは、議案(1)議案第6号専決処分について、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、ご説明をさせていただきます。

議案第6号につきましては、教育委員会の組織を平成19年4月1日付で変更することに伴いまして、本年3月26日付で立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第3条第1項の規定により専決処分をしたもので、本委員会に報告するものでございます。

具体的な組織の変更の内容ですが、大きな改正点としましては、1点、生涯学習課を公民館とあわせたものとして、新たに生涯学習推進センターを組織をいたしました。センター長は公民館長を兼務しております。

過日の委員会で審議いただきましたとおり、公民館が本年10月に地域学習館として新たに生まれ変わりますので、9月末までの暫定措置として10係の大きな組織となります。もちろん9月末までには公民館は社会教育法の適用を受けた形で存続いたしますが、10月からは変更となる予定ですので、今後、財産処分の手続等を行ってまいります。

その他の改正は、総務課に学校施設大規模改修に係る主査、学校給食課に新学校給食共同調理場建設計画に係る主査、この2主査を配置したこと。また、就学相談の事務を指導課から学務課へ移管したこと。心身障害教育を特別支援教育に改めたこと、このようなことが大きな改正点となっております。

説明は以上のとおりであります。詳しくは本規則改正の新旧対照表をごらんになっていただきたいと思っております。

新旧対照表をすべてご説明していると、時間の関係もありますが、例えばの事例ですが、新旧対照表の1ページ目ですが、第2条に、新が「事務局に、次の部、分課及び係を置く」

と。旧では「事務局に、次の部、課及び係を置く」ということで、「分」というものを文言で入れさせていただいた。この「分」という意味が、先ほどご説明したとおり、生涯学習センターの意味をあらわすということで、新の組織の中には「分」という文字が入ってくるということでございます。

あと、下線をした部分に変更した点ということでございます。

あとは、大変申しわけございませんが、新旧対照表を見ていただいて、変更点をご確認いただきたいと思います。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

以上でございます。

藤本委員長 処務規則の一部改正ということでございますが、何かご質問、ご意見ございますか。

古木委員 既に行われていることでございます。報告的なことでございますので、皆さんで承認すべきだと思います。

藤本委員長 議案でございますのでね。

ほかにごございませんでしたら、これはこのまま承認してよろしゅうございますね。

〔「異議なし」との声あり〕

藤本委員長 ということでございますので、6号議案は以上といたします。

議 案

(2) 議案第7号 専決処分について(立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則の一部を改正する規則)

藤本委員長 次、(2)議案第7号の専決処分について、総務課長、お願いいたします。

渡邊総務課長 それでは続きまして、議案第7号の専決処分について、立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則の変更について、ご説明をさせていただきます。

議案第6号でご説明させていただきましたとおり、本委員会に新たに生涯学習推進センターが組織されましたので、委員長が任免する者にセンター長を加えるということでございます。

説明は以上のとおりでございます。詳しくは、本規則改正の新旧対照表をごらんになっていただきたいと思います。

その新旧対照表の1枚目、第2条3号。「教育長、部長、課長、センター及び館長の任免に関すること」ということで、新の中に「センター長」という文言を加えるということの1点でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

藤本委員長 これも6号同様に、組織の変更に伴うものでございますので、いかがでございましょう。よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

藤本委員長 ありがとうございます。以上、このまま承認ということになるかと思います

が、よろしくどうぞお願いいたします。
渡邊総務課長 ありがとうございました。

報 告

(1) 教育委員会の人事異動について

藤本委員長 次、報告案件に入ります。

2番の報告、(1)教育委員会職員の人事異動について。これは、教育部長、お願いいたします。

高橋教育部長 それでは、教育委員会職員の人事異動についてご報告申し上げます。

まずは私から。この4月1日の異動において教育部長がかわりました。さきの吉岡部長にかわりまして、私、高橋眞二が教育部長を拝命いたしましたので、よろしく願い申し上げます。

それから、あと2人、新たに教育委員会の事務局に加わりました。学校給食課長の石井雅隆でございます。

それから、生涯学習推進センター長に宿澤正則、この2名が、組織改正の関係もございしますが、拝命させていただきましたので、よろしく願い申し上げます。

藤本委員長 総務課長。

渡邊総務課長 それでは、今、部長からの説明の中にありました資料といたしましては、平成19年度立川市教育委員会事務局組織図という資料をごらんになっていただきたいと思っております。今、部長のほうからご説明したとおり、部長、課長につきましてはそのとおりでございます。

それと、一番右側の欄につきましては、係長の異動者の名簿としておりますので、これにつきましては、ぜひご参照いただきたいと思います。

以上でございます。

藤本委員長 石井課長、一言何かお話しください。

石井学校給食課長 本年度、新たに学校給食課長を任命されました石井雅隆と申します。よろしく願いいたします。

学校給食課といたしましては、まず第1に、栄養バランスを考えた給食と安全な給食の提供に努めていきますので、今後ともよろしく願いいたします。

藤本委員長 ありがとうございます。

生涯学習推進センター長も一言お願いします。

宿澤生涯学習推進センター長 センター長を拝命しました宿澤でございます。よろしく願いいたします。

先ほど渡邊課長のほうからお話がありましたように、生涯学習課と公民館を再編いたしまして、生涯学習推進センターとなりました。1課10係、職員は嘱託を含めると42名。管理施設は18施設。抱える新課につきましては4つということで、大分大きな組織になりました。

た。私といたしましては、素人がエベレストへ挑戦しろと言われていたような気持ちでございますので、今後ともよろしくお願いたします。

藤本委員長 失礼ですが、センター長のいつもいる席というのはどこになりますか。センター長。

宿澤生涯学習推進センター長 アイムでございます中央図書館の事務室に間借りさせていただいておりますので、一度ぜひごらんいただければと思っております。

藤本委員長 ということでございますので、皆さん、ご了承くださいませ。ありがとうございました。

報 告

(2) 立川市公立学校教職員の定期異動について

藤本委員長 報告 2 番、(2)番、立川市公立学校教職員の定期異動について。指導課長、お願いします。

樋口指導課長 それではご報告させていただきます。

既に教育委員の皆様にはご周知をさせていただいているところでございますが、本日改めて、平成 19 年度の立川市立小中学校管理職の配置と転退の動向という 1 枚横紙の資料を出させていただきました。

平成 19 年度の教職員定期異動、4 月 1 日の異動状況でございますけれども、今年度は校長以下 194 名の異動がございました。平成 18 年度は 196 名でございます。18 年度末の退職者数は 39 名。18 年度は 22 名でございました。うち、小学校の校長は 4 名、中学校の校長 1 名が退職でございます。

また、教員の異動ということで、校長、副校長を除きまして、新採教員の採用状況でございますけれども、市内移転でございますけれども、小学校が 18 名、中学校が 12 名。市外へ転出した教員が、小学校が 27 名、中学校が 21 名。市外から転入してきました教員が、小学校 39 名、中学校 25 名でございます。また、新規採用教員の状況でございますが、4 月 12 日本日現在で小学校が 18 名。中学校が 7 名。それから、従来、補欠というような取り扱いでございましたけれども、期限つき任用という形での採用教員が小学校 1 名、中学校 1 名という状況でございます。

以上でございます。

藤本委員長 この点については、ご質問、特にございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

藤本委員長 ありがとうございました。よろしくどうぞお願いします。

その他

(1) たまがわ・みらいパークの活用

藤本委員長 それでは、3 番、その他に入ります。(1)たまがわ・みらいパークの活用につい

て。総務課長、お願いします。

渡邊総務課長 それでは、その他といたしまして、たまがわ・みらいパークの活用についてご報告申し上げます。

お手元に配付をさせていただいております、たまがわ・みらいパークの活用について、平成19年3月25日、旧立川市立多摩川小学校運営協議会というものの資料をお手元に配付させていただいております。この資料につきましては、前々回案の段階で報告をさせていただきました。それに伴いまして、その後、担当課のほうで精査をし、また、運営協議会ともいろいろな形で再度文言訂正等を協議をした結果、この資料が正式に今回こちらに上がってまいりました。

内容につきましては、私どもも読みましたが、大きな変更点は全くございません。文言の整理等について行われたということでございますので、説明につきましては省略をさせていただきます。

今後につきましては、2ページにたまがわ・みらいパーク平成19年度運営体制(案)ということで、この資料は3月の段階ですので、運営体制の企画運営委員会というものにつきましては、まだこの段階では案という段階でございましたが、4月1日より発足ということになっております。

今後は、この委員会と立川市の主管の課が子ども家庭部のほうに移りました。今までは企画のほうでやっておりましたが。それに伴いまして、市としても、子ども家庭部、それと立川市の教育委員会ということの事務局ということでこの運営委員会の3つの担当で、今後、旧多摩川小学校の施設利用活用方法等については協議、検討、実施をしていくという予定であります。

教育委員会といたしましても、この運営委員会の中に入りまして、教育委員会としての利用方法等についても意見を言い、また、教育委員会の活用につきましても十分反映できるように努力をしてみたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

藤本委員長 過日もこの件につきましてはご意見をちょうだいしたりしたことがございますけれども、今の運営協議会から運営委員会に4月1日からなったということでございますが、牧野委員、何か今のことで。

牧野委員 今のは、(案)というのがあちこちにありますが、すべて案は消えるということですね。それでよろしいですね。

高橋総務課長 はい。

牧野委員 教育委員会がこれから多様な運営というか事業が拡張していきださると思うのですけれども、そういう中での活用という余地は残していただきたいというのは、この間も出ていますけれども、それは総務課長、体育課長が出ていますので、その部分の中で、ぜひ声を大きくして、やはり教育委員会が、というよりも、その前に教育委員会が組織というか、先を読んだ運営の中での組織図をつくらないといけないことなんですけれども、もっと先を

読んだ組織をつくりながら、この部分はこういうふうに使わせてほしいんだという、前もってきちんと伝えておくということが大事ですので、突然に言ってもいけないと思いますので、その上には教育委員会としてのきちんとしたプログラムをしっかりと持っていることが大事だと思いますから、その点を考慮しながら、ぜひやっていただければありがたいと思います。

以上です。

藤本委員長 総務課長。

高橋総務課長 ただいま委員のほうからご指摘がありました、案という点につきましては、先ほどご説明したとおり、この報告書は3月25日の段階ですので、現在これは、案をとった形で運営を開始しているというふうにご理解いただきたいと思います。

それから、2点目のことにつきましては、私、総務課長と体育課長、これは委員としてこの中に入っていただくというふうに予想しております。ただ、これにつきましても、今後、事務局体制というものが子ども家庭部のほうに移っておりますので、その中でまだはっきりとしたことはこちらに伝えられておりませんので、なかなかここではどういう形になるかということは申せませんが、間違いなく教育委員会として委員として入ることは間違いのないと思っておりますので、十分教育委員のご意見、ご要望、こちらの教育委員会としての活用、こういうものについては十分この委員会の中に反映させていきたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

藤本委員長 ありがとうございます。

みらいパークの何枚目かにある、全体図の中にもいろいろ載っておりますが、その裏にもA棟、B棟あたりのことが書いてございます。教育委員会として多様な活動に利用できる施設だと思いますので、ぜひそれを、確保していけるように、よろしくどうぞお願いします。

ほかに小林委員、何かいいですか。

小林委員 企画運営委員がまだ正式にはメンバーは決まっていないということで、今後入っていく。では、随時その報告をよろしくお願いします。

それと、うちは上砂町なものですから、北と南で、ここの地の利がすごく悪くて、なかなかうちの方面の人たちは行くのに苦労するんですけども、ここを有効活用するに当たっては、行きやすいような交通手段とか、くるりんバスを回していただくとか、バスの本数を増やすとか、バスの停留所をこの名前にするとか、そういう方法が何かあればいいかなというふうな気はいたしますが、ちょっと無理かもしれません。

藤本委員長 そういう要望でございます。

古木委員はいかがですか。

古木委員 私も、ただいまお話しありましたことに同感でございます。よろしくお願いします。

藤本委員長 ということによろしいですね。ありがとうございました。

その他

(2) 柴崎市民体育館室内水泳場業務委託について

藤本委員長 3番、その他の(2)柴崎市民体育館室内水泳場等運営業務委託について、体育課長、お願いします。

田中体育課長 それでは、柴崎市民体育館の室内水泳場等の運営業務委託について、ご報告いたします。

この件に関しまして、3月20日に、ある新聞社の立川支店の記者から柴崎市民体育館に電話がありまして、柴崎市民体育館のプール等の業務について、丸投げをしているのではないかという情報が寄せられました。

藤本委員長 資料はありませんね。

田中体育課長 資料は特にございません。

その話がありましたので、新聞社の記者ということもあるし、丸投げというのは、立川市の経緯からいっても問題があるということで、業者を呼びまして、実態を体育課としては調査しました。それから、文書で詳細を提出しろというようなことで提出させました。

この運営委託については8つの委託の仕様書があるわけですが、その中の7番の1つの体育館管理運営業務の仕様書。体育館業務というのは、事務室の受付業務とか、体育館を運営していくための従事をする部分なんですけど、その部分を一部丸投げしていたという事実が発覚しました。これは業者もちゃんと認めておりますし、我々も確認しました。こういった実態がありましたので、業者を呼んで、そういったことは困るということで、体育課としては厳しく注意を促したところです。この件に関しては、市としても契約入札事件等を契機に法令遵守を厳しく問われているというような実態もありますから、我々も厳しく注意をいたしましたし、これを今後、今、契約課のほうにこの部分を回しまして、契約課のほうで一定の罰則があれば、それなりに罰則を科すとか、そういった一定の対応をするということです。

結論から申しますと、契約書の3条の中で再契約条項に違反しているということですね。ただし、2項の中で、業務の一部について再契約を必要とする場合は、書面により甲の承諾を得るものとする。結論から言えば、きちっとした変更契約をかけて、この一部を下請に出すんだという承諾を得ておけば、問題はなかったということになります。結果的にはその承諾を出していなかったということになります。そういう判断ですので、罰則等については、先ほど申しましたように、体育課が云々というわけではございません。契約課のほうで適切な対応を図るということで、まだこれは経過途中ですので、場合によっては問題が大きく発展する場合がありますので、とりあえずご報告をいたしました。

以上です。

藤本委員長 今の件、よろしゅうございましょうか。

1つ伺いますが、ほかの体育施設も同じような状況があるんでしょうか。体育課長。

田中体育課長 委託契約につきましては、契約会社が年度で変わるというような場合がかなりございます。そういった中で、きちっとした社員かどうかという確認は、年度当初に会社に確認をしているところです。その中できちっとした社員であるという写しを我々のほうでは求めていただいているところです。そういった形で運営をしていただいていますので、体育課としましては、きちっとしたその会社の社員が従事しているという理解をしているところです。

ところが、今回どういう形で発覚したかといいますと、内部的な問題で、その事務員に支払われている給料が別の会社の名前になっていたというような実態がありまして、それを内部の従事員がそういった記者にその事実を漏らしたというような状況があります。ですから、調査を常時していればいいんでしょうけれども、なかなかそういった実態もとれません。我々としては、すべての部署で社員が従事している、そういう理解をしているところですが、こういった実態が発覚したということでございます。

以上です。

藤本委員長 それについてどのように解決するんですか。体育課長。

田中体育課長 これにつきましては、先ほども申しましたように、体育課が実態調査をした部分を契約課のほうに回します。契約課のほうでは、全市的に委員会を開きまして、これについて罰則をするのか、しないのか、罰則をするのであれば、こういった罰則かということは契約課のほうでこれから対応していくということでございます。

以上です。

藤本委員長 教育長。

大澤教育長 体育課長、起きてからの対応は、今話を聞いたんだけど、起きないような対応というのは体育課長はどう考えたの。そういうことが二度と起きないように、一体どう対応するのか。

藤本委員長 体育課長。

田中体育課長 これは、常時事務に従事している現場の我々が、常に責任者を呼んで確認するとか、一定の期間をおいて、注意をして常に確認をしていくとか、そういったことをしない限り、例えば勤務状況が非常によくないとか、そういったような実態があれば、これはこれできちっと呼んで、どうなっているんだというような確認はできますけれども、仕様書に基づいた仕事をしっかりこなしているというような実態があれば、特にそういう実態は、常に我々が定期的にそういったことを行っていく以外に方法はないのかなというふうに思っているところです。

以上です。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 長年にわたって同じ業者への契約という部分と、そこら辺のところのチェックをどうするかという部分をもう少し強化すればいいのかなという気がするんですけども、同

じ業者で長年やっていくとどうしても、言葉は悪いですけども、なあなあになってしまう傾向が強くなりますので、そういったところの再契約をする時点でのチェック機能というのを高めるとするのが大事だろうと思うことが1つと、もう1つ、常に我々は内部告発を含めて告発されるということの意義をしっかりと強くもう一度確認し合っていないといけないんじゃないかなという気がするんですけども、その点の意識の改革を持たないと、いつも評価されるのは、行政は甘いという、公務員は甘いという言い方をされてきますけれども、そういったことになってしまうので、そういったことを含めて、再度、監視というよりチェック体制と言ったほうがいいんでしょうか、そういうものの強化を進めていただければと思います。

藤本委員長 教育部長、お願いします。

高橋教育部長 今回のことについては、大変申しわけないことだというふうに思っております。今、職務代理がおっしゃいましたように、確認、この辺の部分で再度これから努力していきたいというふうに思っております。仕様書類に基づいて契約する行為については、かなり精査してチェックはするんですけども、その途中の部分の過程の部分が今回甘かったなというふうに思っております。これを通して、またいい教訓として、今後一つ一ついろいろな委託事業等について取り組んでいきたいというふうに思っています。

藤本委員長 ありがとうございます。

契約のほうは契約課のほうでやるとしても、教育委員会、所属する館としましては、こういう人たちが入っているんだと、そのこと自体は把握しておかなければいけないというふうに思うんですね。ですから、先ほど伺ったのも、体育課長、柴崎体育館だけではなくて、泉体育館ではそういうことはないんでしょうかねという意味で伺ったんですけども、いろいろなところに目配りをさせていただきたいというふうに、今の部長のお話ではありませんけれども、どうぞよろしくをお願いします。

よろしいですか。ありがとうございます。

きょうは、予定した議題はすべて終わったんですが、総務課長。

渡邊総務課長 それでは、予定された議題以外に1件、総務課よりご報告をさせていただきます。

内容につきましては、平成19年度中学校耐震補強工事の実施校の変更について、ご報告をさせていただきます。

平成19年度の耐震工事の予定といたしましては、第二中学校の2期工事、南校舎の工事でございます。それと第三中学校の工事を行う予定でございました。ところが、本年3月に工事担当の施設課より先日報告がありまして、第二中学校の南校舎につきましては、特殊な建て方、建築方法をしておりまして、どうしてもいろいろな設計等の段階で当初予定をしていた工程よりもおおむね1カ月半程度延びるというような結果が出たという報告を受けました。

そういたしますと、通常、耐震の補強工事は7月20日前後から、長くても9月の初旬までにはすべて完了をするという形で耐震工事は予定をしております。これはなぜかと申します

と、生徒への影響が最も小さい方法ということで、夏休み期間中を最大限利用して、実施いたします。多少音の出ない工事等につきましては、授業中も行うというような形でございましたが、本体工事そのものが10月の半ばまでいくというようなことが判明いたしまして、これでは教育委員会といたしましては、生徒に対する授業、教職員の環境等の確保、これができないというふうに判断をいたしまして、方法等を19年度中にもう一度精査をいたしまして、再度、平成20年度に第二中学校の南校舎、2期工事は行うということで、きのう副市長とも相談をいたしました。当然これは工事関係の主管課は施設課ですので市長部局になりますので、これは副市長の判断も仰ぐという形で、きのう打ち合わせをいたしました結果、1年延ばしなさいという結論が出ました。もちろん教育長とも相談をした結果、子供たちに相当の影響が出ることはまずいという判断が出ておりまして、そのことも副市長に伝えました。結果として19年度予定を20年度に延期をするということが決まりましたので、ここで取り急ぎご報告をさせていただきます。

また、詳細につきましては、今後、施設検討委員会等で検討がなされるというふうに考えておりますので、その結果が出ましたら、再度教育委員会において報告をさせていただきたいと思っておりますので、本日はまだ概要程度しかご説明できないことをおわび申し上げます。

以上でございます。

藤本委員長 こういう事情だということだそうでございますので、やむを得ないと思いますが、三中については予定どおりということですね。総務課長。

渡邊総務課長 三中については予定どおりでございます。二中は、先ほどご説明したとおり、特殊な建物で、二中の南校舎のみが特殊な建物ですので、ほかの学校については通常の建て方をしていますので、問題は一切出ないというふうに考えております。

以上でございます。

藤本委員長 わかりましたけれども、特殊な建物というのは、もしよろしければ、参考までに、どういうところが特殊なのか、皆さんにご説明していただければと思います。

渡邊総務課長 大変申しわけございませんが、私もそう詳しくはないんですが、これは施設課のほうで聞いた話ですが、二中の南校舎につきましては、校舎内に柱がほとんどない建て方で、壁で補強をするような構造になっているということで、耐震補強工事というのは、柱を補強することがメインですので、その柱がない構造ですので、当然壁を今よりも相当量補強していくという形にせざるを得ない。そうなりますと、ほとんど壁を一たん落として補強をするということでやらなければいけないということで、非常に工期的に通常の柱を補強する方法よりも相当工期的に長くって慎重にかなければいけない。それから、工事方法が非常に複雑になるということがあるというふうに聞いておりますので、そういうような特殊な建物というふうに聞いております。

以上でございます。

藤本委員長 ありがとうございます。よくわかりました。

牧野委員。

牧野委員 そうすると、現状の地震の予測はつかないんですけども、万が一の場合、地震が発生した場合には、その壁面、専門的なことはあれですけども、今の話から想像すると、一番崩壊しやすい状態というふうに想像するんですけども、そうなったときには危険度というのは非常に大きくなってくると思うんですね。今のような説明の壁面ですと。そうした場合には、柱のない構造の建物は、その当時、何年度かわかりませんが、つくられていたということが問題なんですけれども、極力何らかの方法で耐震のことをやりながら、来年度に向かっていかない限りは、生徒の安全、安心というものは、保護者や地域の人から聞いたら、やはり心配するだろうなという思いがします。その辺のフォローもしっかりやっておかないといけないんじゃないかなという気がするんですね。ですから、施設ともう一度耐震に対する難度はどれくらいなのか、強度がどれくらいあるのかというのもきちんとはかっておいていただかないと、次の何かあった場合に、あのとき、こうでしたという言い方では追いつけなくなってくるだろうと思いますので、そういった強震度の度数だけでもきちんとはかっておく必要があるんじゃないかと思うんですね。そこのところはお願いをしたい。

藤本委員長 耐震工事をするためには当然測定はしているわけですのでね。総務課長、何かありましたら。

渡邊総務課長 今、牧野委員のご指摘の点なんですけど、それは平成 16 年に行いました耐震化計画の中ですべて調査をしております。その中で順位づけをして耐震の工事の順位を決めております。その中では、第二中学校につきましては、優先順位として 6 番目ということで位置されております。それで平成 17 年度から耐震工事を開始しておりますので、18 年度に北校舎をやっておりますので、本来は 18 年度中にやる予定でしたが、これも姉齒の耐震の構造の事件が起きて、そこでもう一度検査をした結果、二中についてはもう少し検討が必要ということで 1 年延びまして、また今回、大変申しわけないですが、これは施設課のほうで最大限の安全対策をとるという意味合いでも、もう 1 年延ばしてきっちりした精査が必要という判断を下しましたので、その辺につきましては、確かに 6 番目ですので、早急にやらなければいけない学校に入っていることはわかっております。今、牧野委員のおっしゃったことにつきましては、今後、施設検討委員会で協議をして、どういう方法をとっていくのかということは、きっちりした結果を出していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

藤本委員長 ありがとうございます。

小林委員。

小林委員 すごく初歩的な質問なんですけれども、今年度、二中が無理ということは、その予算でほかの学校をするということではできないのでしょうか。

藤本委員長 総務課長。

渡邊総務課長 私どももそれは考えましたが、補助をもらっておりますので、補助金というのは、文部科学省の補助金を使ってやっておりますものですから、それは年度、年度で、今年度はこういう形でやりますということ文科省のほうに報告をして補助金をもらってお

りますので、急遽ということはなかなか難しいということが、こちらもいろいろ東京都等とも相談してわかっておりまして、今回につきましては、その予算的なものは残すというような形で、どこかほかの学校をとすることはちょっと難しいという判断が出ております。

以上でございます。

藤本委員長 ありがとうございました。

閉会の辞

藤本委員長 ほかになければ、きょうはあともいろいろ予定が詰まっておりますので、早いですが、終わりにしたいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

藤本委員長 それでは、今回は、冒頭申し上げましたように、今度は平常に戻りますが、4月26日木曜日、第8回定例会を13時30分から行います。ということでよろしゅうございますね。よろしくどうぞお願いいたします。

本日はありがとうございました。

午前 9時43分閉会

署名委員

.....

委員長